

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ（平成30年度第3回）

日時 平成31年1月24日（木）10：01～11:40

場所 経済産業省本館17階 第1～第3共用会議室

開会

○吉田課長

定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会、省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会平成30年度の第3回になります工場等判断基準ワーキンググループを開催させていただきます。

まず、本日のご出席の状況ですが、10名の委員の方、それから17名のオブザーバーの皆様にご出席をいただいております。

本日は所用により、伊香賀委員、木場委員、山川委員がご欠席となっております。

なお、今回、今年度のワーキンググループ初めてのご出席ということで1名、国立大学法人東京海洋大学学術研究院食品生産科学部門准教授の渡辺委員、最初のご参加でございますので、ご紹介させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本ワーキンググループは、前回に引き続きましてペーパーレスで実施をいたします。メンバーの皆様には配付させていただいておりますiPadで資料を閲覧いただければと思います。

動作確認のため、iPadで資料1が開けるかどうか、ご確認をいただければと思います。

いかがでしょうか、大丈夫ですか。

もし、不具合がありましたら、途中でも結構ですから事務局までお知らせください。

それでは、ここからの議事の進行は、川瀬座長にお願いをしたいと思います。

座長、どうぞよろしく願いいたします。

なお、もしカメラの撮影をされている方がおられましたら、これから先はご遠慮ください。よろしく願いします。

○川瀬座長

皆様おはようございます。

きょうの議題でございますが、5つございまして、そのうち、最初の2つが報告、あとの3つが審議ということになっております。

それでは、早速、議題1から入りたいと思います。

初めに、本日の資料構成と議題1、「大学におけるベンチマーク制度に関する報告」に関して、事務局より説明をお願いします。

事務局よろしく申し上げます。

○牛来課長補佐

省エネルギー課で制度設計を担当しております牛来と申します。よろしくお願ひいたします。

吉川に引き続きまして、この工場等判断基準ワーキンググループを担当させていただきますので、これからどうぞよろしくお願ひいたします。

では、座って失礼いたします。

本日は、議題として5つご審議いただきたいというふうに考えております。

資料のほうは、iPadのほうでご準備をさせていただいております。

資料1、大学のベンチマークに関するご意見についてでございます。

資料2、パチンコホール業のベンチマーク制定に関して、資料3、国家公務のベンチマーク制定について、資料4、工場等判断基準等の見直しについて、資料5として、ワーキンググループの意見（案）と5つ資料を格納させていただいております。

まず初めに、前回ワーキンググループでご審議いただきましたベンチマーク制度、大学のベンチマーク制度の導入に関しましていただいたご意見についてのご回答をご説明をさせていただければと思います。

資料1をご覧くださいませでしょうか。

では、資料1ということで、大学のベンチマーク制定に関する第2回ワーキンググループでのご意見について、ご説明をさせていただきます。

右下のページ番号1番をご覧ください。

前回、第2回のワーキンググループにおきまして、大学のベンチマーク制度の導入に関してご提案をさせていただきました。

その際に、ベンチマークの対象範囲を提案させていただいたんですけれども、ベンチマーク制度の評価の範囲外につきまして、評価の対象となっているところだけ省エネを頑張ればいいのではないかというメッセージにもなりかねないため、評価の対象外となる範囲も含めた大学全体の省エネを促すよう、制度発信のときには留意をしたほうが良いというご意見を頂戴いたしました。

次の第2ページ目が、参考として前回提示させていただいた図でございますけれども、このうちピンク色で塗っております部分をベンチマーク制度の対象範囲という形で提案をさせていただきました。

そちらの範囲については、おおむねご了解いただいたものと思っておりますけれども、灰色の部分を

今回対象外としております。

ここの部分につきまして、附属病院ですとか、研究センターですとか、事務棟ですとか、そのようなところにつきまして省エネをやらなくていいというメッセージにとられないようにというところで回答をさせていただきたいと思います。

3枚目をご覧くださいいただければと思います。

現行の省エネ法におきましても、工場等判断基準におきまして、工場等单位でエネルギー使用の合理化に努めるように規定、お願いをしております。ですので、評価対象外の部分を含めまして、大学等の全体の取組状況につきまして、毎年特定事業者の方には定期報告で報告をいただく形となります。

ですので、大学全体のエネルギー消費原単位1%の改善状況ですとか、判断基準に記載されております省エネの取組状況についても、そちらは定期報告で報告をいただいておりますので、そちらは我々としても、しっかりと見てモニタリングをしまいたいというふうに考えております。

また、制度の導入の際は、我々のほうから対象となる事業者の皆様につきり周知をさせていただきましても、その際には、文科省さんのほうでも作成されております「大学等における省エネルギー対策の手引き及び事例集」のほうも紹介をさせていただきまして、大学等全体で省エネの促進につながるように、しっかりと情報周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上がご回答ということになります。

次のページ以降は、参考といたしまして、工場等判断基準における関連記載の一部抜粋したものが4ページ、そして5ページ目が省エネ法の抜粋でございます。

ただいまご紹介をいたしました文科省さんで作成をされております「大学等における手引き及び事例集」につきましては、7ページ目以降に一部紹介をさせていただいております。

この中で、大学全体の省エネの方法ですとか、ベンチマークの対象外の施設も含めまして、優良事例等をご紹介いただいておりますので、こちらをあわせてご紹介しつつ、我々としてもしっかりと大学全体の省エネもあわせて促していけるように紹介、周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○川瀬座長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

発言を希望される方におきましては、ネームプレートを立ててお知らせください。よろしくお願いいたします。

それでは、辰巳委員お願いいたします。

○辰巳委員

ありがとうございます。

きょうのご提案で、別に何も異論はございませんが、一言だけなんですけれども、言葉の中で、例えばページ3あたりですか、「大学全体の」という表現が何度か出てくるんです。この「大学全体」というのは、各大学が自分たちでその範囲を決めておられるのかどうか。「大学全体」と言ったときの捉え方、当然ここにはこれでいいと思っていますけれども、皆さんどのように捉えていらっしゃるのかな。

例えば、附属の学校、小学校・中学校があったときは、それは大学と捉えておられるのかどうか。やっぱり大学によっても何か違いがあるだろうと思うし、あるいは同じキャンパスじゃなくて違う場所に何かがあったときに、それをどう捉えるかというふうなのは、学校によって少し違いがあるのかなという気がするもので、皆さんはどのように捉えておられるのかなというのがちょっと気になりました。

以上です。

○川瀬座長

ありがとうございました。

これについては、事務局からお願いします。

○牛来課長補佐

ありがとうございます。ご回答させていただきます。

今ご質問いただきました。「大学全体」というところで私申し上げましたけれども、基本的には、定期報告を提出いただいている事業者さんの定期報告をしていただく範囲というところでございます。

ですので、もし大学と一口に申しまして、キャンパスが複数あったりですとか、附属、先ほど申し上げました附属病院ですとか、附属学校ですとか、そのようなところを全てまとめて定期報告をいただいている事業者さんもいるというところでございますので、我々としては、そこを一部対象範囲外と、ベンチマークの対象範囲外といたしましたけれども、そこも含めて、事業者様の取組というか、取組全体というところで申した意図でございます。

○川瀬座長

よろしいですか。

○辰巳委員

要は事業者さんが自分たちで決めているという、そういうふうを考えればよろしいんですか、その「大学全体」というのが。今のお話だと、違いがあるのではなかろうかというふうに聞こえてきましたもので。

すみません、別に指定するわけではないということですよ。

○牛来課長補佐

そうですね。我々のほうから、「この範囲をやってください」と明示的に示して——まあ、そうすると、また同じく、それ以外のところはやらなくていいのかとかということもございますので、そういうこともございますので、もう大学等に限らず、全ての事業者さん、全ての法人様に省エネの取組をお願いしているところでございますので、我々のほうから、この範囲を絞って、「ここだけ省エネをしてください」といったところではないという、その法人単位というところでお願いをできればと考えております。

○川瀬座長

よろしいですか。

基本的には定期報告で扱っている部分が対象ということですね。

○牛来課長補佐

はい、それをお願いいたします。ありがとうございます。

○川瀬座長

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

前回のご意見に対する回答ということでのご報告ということでしたが、議題2も、前回の質問についての回答ということになります。「パチンコホール業におけるベンチマーク制度に関する報告」となっておりますが、これについては、全日本遊技事業協同組合連合会の森オブザーバー様から資料2に基づいてご説明をいただきたいと思っております。

では、森さん、よろしく申し上げます。

○森オブザーバー

ご紹介いただきました全日本遊技事業協同組合連合会の森でございます。よろしく申し上げます。

ご説明いたします。

まず、前回のワーキンググループでご意見をいただいた内容を1ページに少しまとめさせていただきます。

2点あったというふうに承知しております。

1つは、営業時間外の省エネの余地についてでございますが、営業時間外にはこういったエネルギーを使用しているのか。また、何か取組める省エネ余地はないのかというご意見でございました。

2つ目は、遊技機1台当たりのエネルギー消費量と遊技機入れかえによる省エネ効果ということでございまして、遊技機1台当たりのエネルギー消費はどの程度なのか。

また、古い遊技機を新しい遊技機に入れかえると、エネルギー消費量はどの程度下がるのかというご意見であったというふうに承知しております。

2ページ以降に少し詳細を掲げさせていただいております。

まず、営業時間外の省エネ余地ということでございますが、実態はどうなっているのかということで、ご理解いただきやすいように、そこにA社B店ということでございますが、時間帯別のエネルギー使用量について記載をさせていただいております。

これはデマンド装置が入っているということでこういうグラフが出てくるわけですが。

まず営業時間でございまして、平均的に9時から夜の11時、もしくは朝の10時から夜の11時というのが大体平均的な時間帯でございます。

それを前提としてご覧になっていただきたいんですが、下のグラフでおわかりのように、朝の7時ぐらいから少し上がっていると思いますが、これは開店前の準備が始まるということで、従業員がこの段階で大体出勤をいたします。

それで、10時の開店に向けていろいろな準備をしまして、その後ずっといきまして、11時が閉店ですが、11時までにはお客様が店内にいない状態にする必要があるということで、実際には10時40分ぐらいに営業を終えるというような形で大体進んでおります。

それで、夜の11時にお客様がいらっしゃらなくなった状態の後で、あと閉店後の作業ということでございます。

営業時間外でございますが、基本的にはお客様いらっしゃいませんので、遊技機の電源を落とすということが主要なところでございまして、あと店内照明も安全ということで、真っ暗にするわけではないんですけれども、通路は少し明かりがありますけれども、少なくとも営業中に必要な照明については落としております。そういうオペレーションでございまして。

ということで、このグラフのとおり、営業時間外のエネルギー使用量は大体全体の21%程度になっているというふうに考えております。

では、営業時間外にどのようなエネルギー使用例があるのかということでございますが、先ほど申し上げましたように、開店前の準備と閉店後の清掃ということでございます。

開店前の準備は具体的にどのようなことかといいますと、清掃ということもありますし、朝、お客様を新しくお迎えするということがありますので、そういう意味での準備です。通常の接客業において想定される準備等がございます。

それから、一日の営業を組み立てるに当たって、バックヤード、事務方のほうでどういう営業をするのかというようなことを少しパソコン等を使って検討して方針を決めるという、そういうような作業がございます。

閉店後の清掃は、これはもう一般的にお客様が一日にわたって、十数時間にわたって遊技をされるわけですので、通路の清掃とか、遊技台の清掃とかトイレとか、そういうところの清掃があるということでございます。

あと営業時間外において、このグラフのとおり少し電力使用がございますけれども、これはどういう電力使用かといいますと、ここに書いてありますけれども、待機電力、非常灯、防犯カメラ、電気の警備ということで、必要最低限の安全という意味での電力使用ということでございます。

あと駐車場の照明を全て落とすということについては、警察含む防犯関係のほうから、真っ暗にすることは避けてほしいというようなこともございまして、一定程度の明るさを保つということは当然でございますが、営業中のような明るさでは当然ございませんということでございます。

あと閉店後にも、バックヤードにおける一日の締めということがございますので、そういう作業が行われるということです。

大体平均的には11時に閉店をしまして、1時ないし2時ぐらいに従業員が完全退店をするというようなのが一般的なオペレーションということでございます。

次のページ、3ページも同じようなことを別のグラフでもって少しご紹介をしたということでございます。

次のページ、4ページでございますが、そのことを少し文字にしてお書きをさせていただきました。

営業時間外のエネルギー使用のうち、営業エリアにおける開店前準備や閉店後清掃、それからホールの屋外における必要最低限の照明、映像放映につきましては、コスト削減の観点からも最低限の使用にとめる必要があることから、ホールの現場においては電力の消費状況をリアルタイムで把握したり、マニュアルの作成、チェックシートへの実績記載、電源スイッチ盤への付箋表示などにより、従業員間で省エネ意識の共有を図る等の取組を行っております。

そのことを少し、5ページ以下に参考ということで、これはある会社でございますけれども、幾つかご紹介させていただきます。

まず、5ページ以下に省エネ運用マニュアルということで、こういうマニュアルをつくりまして、5ページの右側に日常の運用ということで、開店準備の段階ではこういうことをしてください、営業中はこういうことをしてください、何時にはこういうことと時刻も入った形で、マニュアルという形で落とし込んでおります。

これは、従業員教育の中で、とりわけ、お店のこの種の部分について担当する店長ないし副店長クラスには徹底を図っているというようなことでございます。

それから、次、6ページも同じようなことがございまして、閉店後、夜間残業時、店休日ということなんです。

店休日というのは、営業は、いろいろな事情によって店休、営業はしておりませんが、休みにおいてする業務もございまして、店休日においても、店の中ではバックヤード等については動いているということでございまして、そのときにもこういうふうな形で対応するようというふうなマニュアルでございまして。

それから7ページは、これはまた別の会社がオペレーションのチェックシートということで、こういう形で先ほどマニュアルをご紹介しましたけれども、そのマニュアルに基づいて実際に行っているかどうかということをご案内の形でチェックシートをつくってチェックをしているということのご紹介でございます。

それから8ページは、先ほど申し上げました電源スイッチ盤に付箋を表示しまして、これもマニュアルの1つの事例でございますけれども、記載をして忘れないようにするというようなことを、こういうことをしているということのご紹介でございます。

以上が、ご意見をいただいた1番目の営業時間外のエネルギー使用についてどうなっているのかというご意見に対するご回答でございます。

2点目のご意見にございました、遊技機1台当たりのエネルギー消費量と遊技機入れかえによる省エネ効果がどうかということのご意見でございました。

それについてのご回答でございますが、まず遊技機1台当たりのエネルギー消費量でございますけれども、実は全日遊連、全日本遊技事業協同組合連合会はホール店舗の事業団体でございますので、遊技機そのものについて直接了解しておりません。

そこで、業界内の遊技機メーカー、パチンコ遊技機のメーカー団体、それからスロット、パチスロ遊技機のメーカー団体、2つございますけれども、それぞれの団体のほうに問い合わせをしまして、そこで取得したデータでございます。そのことをご了解をよろしくお願いいたします。

まず、遊技機1台当たりのエネルギー使用量でございますが、メーカー団体からいただいた資料によりまして、このとおりでございます。

2018年に販売された7機種、少し7機種を選んでいただきまして、実は2018年に販売された機種は7機種にとどまらないんですけれども、主要な機種ということで、要は人気のある機種といますか、そういうような機種を選んでいただいて、その平均を出していただきました。

その最大使用電力が、待機中、お客様がいらっしやらない状態、営業時間中ですけれどもお客様がいらっしやらない状態での電力使用が63.9W、お客様が遊技されているときの消費電力については141.8W程度だというふうに報告を受けております。

続きまして、遊技機の入れかえによる省エネ効果ということでございまして、古い遊技機と新しい遊技機を入れかえた場合に、当然、消費電力については省エネ、メーカーによる省エネ努力によって消費電力が減少するのではないかというご意見をいただきましたので、そうだと思います。それを業界団体のほうに確認をしましたところ、こういうことではございました。

まず、10年前と比較しますと、まず待機中と遊技中のことでございますが、メーカー団体からの報告によりますと、残念ながら、遊技中の消費電力については大きな変化が残念ながらなかったということではございます。これは、メーカー団体のほうに問い合わせしておりますけれども、では、この間省エネ努力をしてこなかったのかということからいいますと、そうではないと。省エネ努力はしてきたんですけども、10年前の遊技機と今の遊技機と少し構造が変わっておりまして、少しここに書いてありますけれども、液晶画面。遊技機には液晶がございまして、いろんな人気キャラクター、例えば皆さんご存じな場合は「冬のソナタ」というようなドラマがあったと思いますが、それを液晶画面で少し映像を映して楽しんでいただくというような、そういうようなところがございまして、そういう液晶画面が大型化しているとか、それから電飾数が増加していると。遊技機が一つの楽しみを提供する部分もございまして、いろいろ電飾を多くして、少し華やかな状況にするというような遊技機がふえているとか、それから盤面における装飾類の可動演出機能の増加、これもかなり専門的な用語ですけれども、盤面です。遊技機の一番、通常見える部分、そこが盤面ですけれども、そこにある装飾類の可動演出、動く演出です。そういう機能が増加しているということではございます。

ここはお客様がそういう——まあ、先ほど申し上げました液晶画面が大きいほうがいいのか、可動する、動くような演出が好まれるのかというようなことがあって、そういう部分がふえているということのようではございます。

ですから、それぞれのそういう液晶そのものについての省エネとか、そういう努力はしているんですけども、このような要素でもって、結果として、遊技中、物が動いているときの消費電力については、残念ながら大きな変化がないというようなことではございました。

ただ、全体の省エネ努力はしているということではございますので、お客様が遊技していない状

態、待機中でございますけれども、その部分の消費電力は減少しているという報告を受けております。

では、そういう今申し上げました待機中の消費電力はどのようにして下げているのかということとはここに書いておりますが、電飾そのもの、それから液晶表示類のLED化を進めていると。それから、ランプをデジタル化している、ないし、使用する半導体を低省電力化しているということで、省エネ努力、省電力化を図っているというふうに業界団体のほう、メーカー団体のほうから報告を受けております。

続きまして、3つ目は、前回のワーキンググループのこの会合で少しご質問がございました。10年前と比べてどうかというお話がございまして、そのときご回答を申し上げましたけれども、残念ながら、1つの遊技機が10年間設置を継続することができないというルールになっておりまして、そのときも原則3年、延長してプラス3年、合計6年が最長であるというお話をさせていただきました。

これは法律上そうなっておりまして、遊技機につきましては、ホールのほうは、お店の事業者が自分で遊技機をつくって設置するというのも法律上は不可能ではないんですけれども、事前に、設置する前に検査が必要になってきます。射幸性の基準という、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機かどうかという、そういう基準がございまして、その基準をパスした遊技機、クリアしている遊技機でないと設置できないことになっておりまして、それを各店舗の事業者が行うって、技術上なかなか困難でありますので、そここのところはメーカーが事前に、そういう検査機関がございまして、その検査機関にその遊技機を持ち込んで、その基準をクリアしているかどうかを検査していただくことになっておりまして、その検査をクリアした、通った、通過した遊技機を各都道府県の公安委員会に持ち込んで、そこで検定をいただきます。それが検定遊技機でございますけれども、その検定遊技機ということであれば、検定遊技機と同じ型式の遊技機ということであれば、お店に設置することができます。

その検定期間が3年ということでございまして、3年が最長でございます。

ただ、例外的に、その検定期間の3年以内に、もう3年間延長できないかということで、その段階でその遊技機が検定を受けたときの状態と変化していないということの証明を、これまたメーカーのほうからいただきまして、そのメーカーからいただいた証明、検定を受けた遊技機と異なるという証明をいただいて、それをホール営業者が都道府県公安委員会に、3年間延長してくださいという申請をしますと、認定ということでございまして、認定をいただきます。そうしますと、認定遊技機としてプラス3年設置することができます。その認定期間が3年ということでございまして、結局、検定期間としての3年、それから認定期間としての3年、合計6

年が設置することのできる最長期間ということでございます。

そういうことございまして、1度の入れかえで大幅な省エネが——まあ、メーカーさんのほうが省エネ努力をしていただいているんですけれども、そういうことで少し期間が、入れかえなければいけない期間というのが短うございますので、そういう意味でのことはございますけれども、メーカーの努力を含めまして、ホールのほうも、ホールとしてできることでもって、先ほど申し上げました形で省エネ化を進めているということをご理解をよろしく願いいたします。

先ほど来、メーカー団体のほうがということをお申し上げておりますけれども、ホール団体のほうとメーカー団体で定期的な協議を継続して行っておりますので、その中でこの省エネのテーマにおきましても継続的な要請を行っているということをお付言させていただきます。

とりあえず、ご回答としては以上でございます。

○川瀬座長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明の内容についてご意見、ご質問等ございましたら、またネームプレートを立てていただきたいと思っております。

それでは、辰巳委員をお願いします。

○辰巳委員

すみません、私一人。

わかりました。この間の質問は私がしたように思いますもので、ご丁寧にありがとうございます。

それで、省エネに関しては、とりあえず了解しましたが、逆に、今回の話し合いのテーマとは違うんですけれども、非常に頻りに遊技機を取りかえておられるということが初めて知りました。

そのときに、全然違うけれども、やはり環境への影響って考えたら、その出てくる廃棄物のことがとても気になりまして、多分、電子回路とかいろいろお使いになったりしておりますもので、有益なレアメタル的なものもたくさん使われているのではなかろうかというふうな気がするんですけれども、そのあたりのリサイクルのような制度というものが家電のような形であると聞いた——私は聞いた記憶がなかったんですけれども、もしあるんならご紹介いただきたい。ちょっと心配だなと思っております。

以上です。

○川瀬座長

森さんのほうからよろしいですか。

○森オブザーバー

ホール団体のほうも、頻繁に遊技機を入れかえることについては、非常に悩んでおります。

ただ、一方でお客様の嗜好ということがございまして、どうしても娯楽、遊びでございますので、少し飽きがきたりします。

ということで、常に新しいゲームといいますか、新しい遊技を求められるお客様がどうしても多うございますので、メーカーのほうも、それに沿った形で新しい遊技機をどんどん開発ないし販売してくるものですから、どうしても6年間、ずっと継続して設置し続けることのできる遊技機はちょっと少のうございまして、先ほど、前回申し上げましたが、1年強で入れかえるというのが結構多うございます。

それがホール団体としては悩みでございまして、省エネ・省資源ということから、何とかこのところを入れかえることはやむを得ないとしても、お客様との関係においてやむを得ないとしても、省資源という観点から何か対応ができないか、ないし、対応する必要があるということで、この間、少し継続して、かなり前から継続して進めております。

業界団体の中にホールの団体、それからメーカー団体含めまして6団体で遊技機リサイクル推進委員会というのを団体間協議の場としてつくってございまして、その場で継続した協議を進めております。

ちなみに、ご承知かもしれませんが、法律的にも資源有効利用促進法というのがございまして、その法律に基づきまして、遊技機については、指定省資源化製品、それから指定再利用促進製品ということで、国のほうからもリサイクルないしリユースをするようにということで求められてございまして、そのようなことに基づいてもいろんな試みをしているということでございます。

先ほど申し上げておりますように、1年半ぐらいで入れかわっていくんでございますが、即そのまま廃棄に移る、そのまま遊技機を廃棄物として出すということではなくて、リサイクルをするということで、その遊技機があるリサイクル工場、メーカー団体ないしはメーカーの一部、業界の一部の方々がつくったリサイクル工場が複数ございまして、そういうところに持ち込んで、例えば液晶をそこから取り出すとか、プラスチックとか非鉄の金属とか、そういう有用なものについては、完全にそのまま廃棄に回るのではなくて、それを取り出した形で、その残ったものについて最終的な廃棄に回すような、そういうような形をしております。

それとか、あと不法投棄を避けるというような意味で、遊技機につきましては、全ての遊技機が完全に番号管理をされております。

この遊技機は、どこの工場で製造されて、いつどこのホールに設置されてというようなことが全て番号で管理をされております。

ですから、不法投棄した場合には、その番号が残っていたら、どこの店舗から出されたものな

のかということがわかるような、そういうふうな仕組みになっておりまして、そういう意味でも——まあ、もちろん一部には、新聞・マスコミで不法投棄事例は出ておりますので、全くゼロとは言えません。残念ながら、そういう一部の不屈きな者がございまして、そういう場合には、その番号を削ったりして投棄をしていることがありますけれども、しかし、業界としては、先ほど申し上げました遊技機リサイクル推進委員会のもとで、各団体がきちんとした管理をするというようなことを徹底しておりまして、廃棄物処理法に基づく対応以上の対応をそれぞれの団体、そして各社、各会社が行うようにこちらとしては求めているという実態がございまして。

そういうご回答でよろしいでしょうか。

○川瀬座長

どうもありがとうございました。よろしいですかね。

ほかにございますでしょうか。

それでは、次に移りたいと思います。

次の議題、ここからが審議事項になりますが、「国家公務におけるベンチマーク制度に関する審議」です。

これは資料3に基づいて、事務局から説明をお願いいたします。

○牛来課長補佐

では、資料3をお開きください。

国家公務のベンチマーク制定についてということでご説明をさせていただきます。

従来からこのワーキングでもたびたびご指摘いただいていると思いますけれども、国家公務ということで、官公庁におけるベンチマーク制度について今回検討させていただければと思います。

では、右下のページ番号の2ページでございますけれども、官公庁ですので、業種でいいますと、国家公務ということになります。国家公務の定期報告を提出いただいております特定事業者さん、現在20事業者でございます。

その中で、それぞれの20事業者のうち、原単位の分母となるような指標、原単位指標をどれを用いているかというところでご紹介をさせていただきます。

20のうち19の官公庁につきましては、延べ床面積を原単位指標として用いております。残りの1つの事業者は、職員数を用いて原単位を計算して、定期報告をいただいているというところでございます。

こちらの現状を受けまして、このたびエネルギーの使用状況についてアンケート調査を実施いたしまして、ベンチマーク指標を検討いたしました。

3ページ目でございます。

一口に官公庁と申しましても、いろいろな形態がございます。その中でも、エネルギー消費傾向が同様であると推測される事務を行う事業所を対象といたしまして、今回調査をいたしました。

この対象範囲といたしましては、青い箱の真ん中で記載をしております1つ目の条件といたしまして、立法事務、司法事務及び行政事務を行う事業所というところで、標準産業分類の細分類番号が、この数字3つに当てはまるものでございます。

さらに、官公庁施設の建設等に関する法律というのがございまして、そちらに定める「庁舎」に該当する事業所について今回対象とさせていただきます。

こちらの「庁舎」につきましては、国家機関がその事務を処理するために使用する建築物ということでございまして、ここに記載のとおり、刑務所ですとか自衛隊の部隊ですとか、そのようなものを除きまして、事務所、事務を行う建物に限定をして調査を行いました。

下のアンケートの回収状況でございますけれども、先ほど特定事業者が20と申し上げました。そちらの20全ての事業者、全ての官公庁に回答をいただいております。

その中で、事業者単位ではなく事業所単位でアンケートの集計を行いまして、今回分析をいたしました。

それぞれ震ヶ関にある本庁舎は必須といたしまして、全体で51の有効回答数で分析をしております。

右側のグラフが、それぞれの事業所の建っている場所でございます、地域でございますけれども、中央省庁、官公庁ということでございますので、どうしても東京の割合が大きくなってきております。

ただ、各地方、経産省も各地方の部局といった形で、地方経済産業局というのがございますけれども、各地域も含めて、そこがある分についてはご報告をいただいで分析をしたというところでございます。

では、次、4ページ、5ページ以降でございます。

では、今回調査をさせていただいたエネルギーの使用状況につきまして、どこからどこまで含むのかと、アンケート調査の対象の範囲につきましてご説明をさせていただきます。

まず、官公庁ということでございまして、管理の状況が下の図の3通りあるというふうに考えております。

一番左のところは、自府省庁が管理官署というところでございまして、例えばこの建物につきましては、経済産業省が管理をしていることとなります。ですので、自府省庁が管理をしている建物であれば、そこ全てといったところ、色がついている部分でございます。

また、官公庁の場合は合同庁舎のような形で複数の省庁が同じ建物に入っているというところ

がございます。そのような場合、ほかの省庁が管理官署の場合は、自分の省庁で使っている部分。

また、一番右、民間のビルを借りている場合等がございます。その場合についても、自府省庁で事務所として使っている部分というところで、今回色をつけている部分を最大範囲としてアンケートの調査を実施したところでございます。

また、一番下、評価対象外の部分というところでございまして、先ほど申し上げました条件で、事務所として使われる「庁舎」に該当する事業所を答えていただきましたけれども、その中でも一部研究施設として使っていることだったり、資料室だったり、展示場だったり、そのように事務所とは異なるようなエネルギーを使っている、使用状況となっていると推測される部分がございますので、そちらについては今回の評価対象から除外とすることとさせていただきたいと考えております。

このうち、今申し上げた色がついている部分がアンケート調査を行った範囲でございまして、そのうちどこまで今回のベンチマークの対象とするかについて検討いたしました。

そちらの検討の結果は、次のページでございます。6ページをお開きください。

こちらは、アンケート調査の結果をもとに、それぞれの庁舎、事業所につきまして、年間のエネルギーの使用量と延べ床面積、職員数、それぞれ相関関係を分析しております。

下の図表において、「○」と「―」というところで4つずつ示しておりますけれども、それぞれどこからどこまでを評価範囲と含めるかについて、4パターン分析をしております。

一番上は、今ご説明をした色がついている部分全て。

2番目は、そのうちから公借・民借、つまり借りているビルのような場合は除くといった場合。

そして3番目は、例えば自分が管理官署の場合でも、他府省庁が使っている部分などがございます。例えば、この建物でいったら経産省が管理をしておりますけれども、たまたまこの建物は経産省だけ使用しておりますけれども、他府省庁が使っている部分があった場合はそこを除くといったものが3番目でございます。また、④というところで、その他部分も除いております。

その他部分というのは、テナントですとか、例えばコンビニとかレストランとか、そのようなものが入っている場合。または、地下の駐車場ですとか、そのようなところのエネルギーの使用量を除くといった形で、評価の範囲から除いたものが3番目。

そして、その3番目からさらに公借・民借の部分を除いたものが4番目ということで、それぞれ対象範囲を4パターンに分けて分析をしております。

その結果、延べ床面積とエネルギー使用量の相関については、右側に R^2 値を示しておりますけれども、延べ床との相関に関しては、どの指標も一定程度強い相関が見られるということがございます。

他方、職員数につきましては、余り相関は高くないといったところでございます。

次ページ以降は、今4パターンと申し上げました、それぞれについてご説明をいたします。

一番目ということでございまして、こちらはアンケートの対象とした、ご説明した範囲の全てを入れたものでございます。図としては、下のような図になります。赤枠で囲っている部分でございまして。

こちらで範囲をとって分析をしたところ、延べ床面積とエネルギー使用量の相関として、 R^2 としては0.8067ということでございます。

この相関の散布図を示したものが、次の8ページでございまして。

こちらについては散布図ということで、延べ床とエネルギー使用量、相関が見られるところでございますけれども、一部、大きくエネルギー使用量を使っているところで外れ値のようなところがございまして。

こちらについては、個別に見てみたところ、テナント部分が多い建物というところでございまして、レストラン街みたいな形で、普通の事務所とは異なるエネルギーの使用をしているような部分が多いと。

ただ、今の指標の案では、そこも含めて自分が管理している建物であれば、全部入れてくださいという範囲にしておりますので、そのようなちょっと特別な事情があって、このような大きな値が出てしまっていると思われまして。

次の2番目の指標案でございまして、9ページでございまして。

そちらは、民間から借りている部分、公借・民借の部分を除いた範囲でございまして。

こちらは0.801という R^2 値でございまして。

そちらの散布図が次の10ページ目でございまして、こちら先ほどの1番目の結果と余り変わらない散布図の状況でございまして。

続きまして、自府省庁が管理をしている建物の場合であっても、他府省庁が使っている部分とその他のテナント等の部分を除いたものが3番目の指標でございまして、11ページでございまして。

そちらの範囲につきましては、決定係数が0.7275ということでございまして、散布図につきましては12ページに示してございまして。

こちらは、先ほど、今までの1番目と2番目でございました大きく外れた値については解消をされているところでございまして。

続きまして、4番目の指標でございまして、4番目につきましては、公借・民借の部分を除いたものというところでございまして、そちらの散布図については14ページのところでグラフに掲載をしております。

こちら、3番目の先ほどの指標と余り変わらない状況というところでございます。

以上、4つそれぞれ延べ床面積とエネルギー使用量の関係について分析をいたしました。

その結果、いずれも延べ床面積との相関は見られるというところでございますけれども、今回定期報告をいただいている官公庁のうち、1つだけ職員数を関連指標としている官公庁さんもありましたので、そこで今回、職員数も加えて重回帰式にしてみるとどのような分析となるかといったところで、次ページ以降で重回帰指標というところまで分析をしております。

16ページでございます。

こちらは今ご説明したとおりでございますけれども、国家公務のベンチマークの指標について、延べ床の面積に加えて職員数も加えた重回帰式での分析を行いました。

こちらの職員数でございますけれども、職員数の定義といたしましては、非常勤職員を含めて、年間を通じてその事業所に勤務している職員数という形で今回アンケート調査を行いましたので、非常勤職員なども含んでいるというところで調査、分析をしております。

次、17ページ目でございますけれども、こちら、図としては再掲でございますけれども、単回帰と同様に、それぞれ色がついている部分、どこからどこまで含めるかといったところで、範囲を分けて分析をいたしました。

その結果が18ページ目でございます。

こちらは先ほどと同様に、重回帰指標案の1というところで全ての範囲、また2番目につきましては公借・民借を除いた場合。

3番目といたしましては、自省庁が管理官署となっている場合でも、他省庁が使っている部分を除いた場合、さらに、その他部分を除いた場合。

そして4番目として、3番目からさらに公借・民借を除いた場合というところございまして、それぞれ重回帰分析を行ったところ、延べ床面積、また職員数、それぞれの変数に係る係数ともに有意なモデルというものが得られました。

そして、それぞれ一番右に調整済の R^2 値を示しておりますけれども、いずれの回帰分析のモデルについても、決定係数につきましては単回帰よりも大きなものが得られているとともに、0.85前後というところございまして、一定程度有意性のあるモデルと、全てそれぞれ有意性のあるものが得られているのではないかと考えております。

次、19ページ目以降は、またそれぞれの範囲を、それぞれ個別のモデルを説明しております。

19ページ目は、先ほどの1番目と同様でございます。自府省庁が管理する事業所全体に加えて、公借・民借も含めて自府省庁事務所部分全て評価範囲とする指標案というところでございます。

こちらでは、面積掛ける 0.026、足す、職員数掛ける 0.230 というところでモデルの式となりまして、決定係数としては 0.867 というところでございます。

続きまして 20 ページ目が、重回帰指標案の 2 番目というところでございますけれども、こちらは公借・民借部分を除いたモデルというところでございます。こちらの決定係数は、0.869 というところでございます。

続きまして 21 ページ目、3 番目でございますけれども、自府省庁が管理官署となっている建物のうち、他府省庁が使っている部分及びその他部分を除いたものというところでございまして、こちらの決定係数は 0.846 という形となっております。

続きまして 22 ページ目のほうは、今の 3 番目から公借・民借の部分を除いたモデルというところでございまして、こちらの決定係数は 0.843 というところでございます。

23 ページをご覧ください。

今まで 4 つ、範囲を絞って 4 つのモデルを使って分析をいたしました。

その結果、今示した 4 案いずれも、モデルとしては有意なものが得られたというふうに考えております。

では、それに当たって、どのモデルが一番適切かというところで、そこは対象範囲をどのように設定するかというところを我々のほうで考えた結果、3 番の案を提案したいというふうに考えております。

その理由についてご説明をいたしますと、1 番目と 2 番目は全ての範囲というところでございまして、自府省庁が管理をしている場合におきましても、他府省庁が使っている部分、またテナント、レストランのようなどころを使っている部分も含まれております。

ですので、その、特に他府省庁の部分については、みずからの事業で使っていない部分に関しても、ベンチマークの評価の対象となってしまうというところでございまして、他府省庁の利用部分をまず外したほうが適切ではないかというところで考えております。

また、公借・民借の部分につきましては、評価対象に含むことで、より幅広い範囲がベンチマーク制度の対象というところであるのではないかと考えております。

すみません、説明がちょっと前後してしまいましたけれども、また、自己の責任によって省エネ取組を進められる部分というところでございまして、他府省庁が使っている部分につきましては、その管理している側の省エネ取組というのは、さすがにかなり限定的なものになってしまうのではないかとございまして、自府省庁が使っている部分と、自府省庁が事務所として使っている部分に限定をすべきではないかというふうに考えた結果、3 番のほうを事務局案として提案をさせていただきたいというふうに考えております。

では、その3番を選択した場合の、より詳しい規模別、職員数別、地域別の集計ということで24ページに示してございます。

こちらは、今のモデルを用いまして、ベンチマークとなるような指標を並べていって、上位の15%の水準で切ったところで、そこよりよいところを達成事業所としております。

左上の円グラフでございますけれども、こちら「全体」と書かれておりますのは、延べ床面積の規模別の今回のアンケート対象の事業所の分布の円グラフでございます。

青色の部分とオレンジの部分の部分が規模が小さいようなところでございます。

その1つ右の達成事業所のところだと、青とオレンジの部分が広がっておりまして、このグラフだけ見ますと、ベンチマーク達成の事業所のうちには小さな事業所が多いんですけども、他方、このピンク色の部分につきましては2万5,000平米というところでございます。

また、次のページをご覧くださいんですけども、次のページは20%の水準ということで、今回ベンチマークの達成の次点となっているようなところで切った場合、20%のところを切った場合は、肌色のような部分がございます。こちらは3万平米以上というところで、大きなところも次に入ってくるというところで、必ずしも小さな事業所だけが有利になっているといった指標にはなっていないのではないかと考えております。

また、こちらもちよっとサンプル数が少ないものですから、そちらの影響についても留意をしないではいけないというふうに考えております。

また、24ページに戻っていただきまして、こちら右側の地域別のグラフでございますけれども、最初に申しあげましたとおり、関東・甲信地方、特に東京のところが多めにサンプルとして大きく偏っているところではありますけれども、達成事業所、右側のグラフでは、関東以外の東海地方、関西・四国・中国地方についても達成事業所の中に入ってきておりますので、こちらは特定の地域が有利となっているといったことも言えないのかなというところで考えております。

下の職員数につきましても、規模と同様に、必ずしも小さい事業所のところが達成しやすいといったところにはなっていないのかなというふうに分析をしております。

こちらは緑の部分が1,750人以降ということで一番人数が多い部分でございます。

26ページ目は参考といたしまして、それぞれのモデルにつきまして、主な統計指標というところで掲載はしております。いずれも、面積、職員数の変数、それぞれ5%有意のものが得られているといったところでございます。

以上のご説明を踏まえまして、ベンチマーク指標案として提案するものが、28ページでございます。28ページをご覧ください。

今回、エネルギーの使用状況調査というところで各省庁にご協力いただきまして、ベンチマー

ク制度のデータの分析をいたしました。

その結果、重回帰式を用いたベンチマーク指標によって、面積に加えて職員数の違いも考慮したモデルとさせていただきたいというふうに考えております。

ですので、今回、国家公務のベンチマークの指標案といたしましては、面積——こちら平米です。平米の面積掛ける0.023、足す、職員数・人数掛ける0.191、こちらを足したものをモデルといたしまして、そちら目指すべき水準案としては0.700というところでございます。

ですので、こちらのモデルに当てはめたエネルギーの使用量の当てはめ値よりも3割程度の省エネを達成していただくのが今回のベンチマークの目指すべき指標としてふさわしいのではないかとこのように考えており、こちらを提案させていただきたいというふうに考えております。

以上をまとめましたのが、29ページ目でございます。

一部重複いたしますが、再度ご説明いたします。

対象事業といたしましては、標準産業分類に掲げる国家公務に該当して、官公庁施設の建設等に関する法律に定める庁舎のうち、試験、研究等に供する部分を除くところを対象範囲といたします。

ベンチマーク指標といたしましては、延べ床面積と職員数を変数といたしまして、そちらを用いて計算をして、事業所ごとにエネルギー使用量によって加重平均をした値を事業者のベンチマーク指標といたします。

その上で、目指すべき水準としては0.700以下というところで、上位15%が達成できる水準といたるところで提案をさせていただきます。

次の30ページ目はご参考ということで、標準産業分類及び、その次はベンチマーク指標の計算方法を載せております。こちらの計算方法に基づいて計算をしていただきまして、ベンチマーク指標とさせていただきたいというふうに考えております。

以上が私どもからのご提案でございまして、こちらのベンチマーク指標案についてご審議をいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○川瀬座長

ありがとうございました。

ただいまのご説明に対して、ご意見、ご質問等ある場合は、またネームプレートを立てていただきたいと思っております。

亀谷委員をお願いします。

○亀谷委員

どうもご説明ありがとうございました。

この回帰分析の結果を拝見しますと、面積と職員数という2つの説明変数で十分な結果が得られているわけですが、例えば、建物の使われ方というものを見てみると、例えば電算機室というようなものがあって、これは多分サーバールームで24時間稼働しているような類いのものでしょう。

それとあと、例えば、この辺の官庁街を夜なんかを拝見すると、かなり遅い時間まで——ブラックとは言いませんけれども、かなり遅い時間まで就業されている方があって、いわゆる執務されている時間、稼働時間といいますか、部屋の稼働時間というものが、かなりエネルギー消費量に影響を与えるということが考えられます。

例えば、一般の建物でも、いろんな種類のテナントが入っているような建物で、稼働時間が上がると、その分エネルギー消費量は右肩に上がっていくという、そういう結果もございます。

ですから、こういう重回帰の決定係数を見る限り十分な値なんですけれども、例えばサーバールームの有無とか、稼働時間とか、そういうところも一応考慮されたかどうかというような、そのあたりのところをちょっとご意見をお伺いできればと思います。

○川瀬座長

ありがとうございました。

では、事務局のほうからお願いします。

○牛来課長補佐

ありがとうございます。ご回答させていただきます。

まずサーバールームといった電算機室のようなところの影響についてでございます。

おっしゃるとおり、各省庁、電算機室が多いようなところはエネルギーの使用量が多く出てしまう傾向というのがございます。

そちらも、一番最初の散布図でございまして、例えば今回の(3)番目ですと、12ページです。右下のページ番号が12と書かれたスライドでございまして、回帰の直線よりも多くエネルギーの使用量が出ているような点もございまして、そちらを個別に見ていきますと、サーバールームの割合が多いといった、そのような事業所がございました。

そちらについて、おっしゃるとおり、エネルギーの使用量に影響を及ぼす要因となっているというふうに考えているところでございますけれども、こちらの影響を除去できるかどうかというところを分析したんですけれども、まずサーバールームの電算機室等のエネルギーの使用量を切り出して報告をするといったところがなかなか困難だということでございます。

我々経済産業省もサーバー室というようなところはございますけれども、そこだけ切り出して計量するといったところは現実的に難しいといったところがございまして、まず現実的にちょっと切り出すことは困難だというのが1点目。

また、今回は事業所単位でございますけれども、実際のベンチマークの指標については事業者単位で報告をいただくこととなります。

ですので、省庁間で、例えばこの省庁だけサーバールームがかなり多いとか、そのようなことは余り考えにくいのかなというふうに考えておりまして、そこは事業者単位で集計したときには、このような影響も緩和されてくるのかなというところで、今回ちょっと切り出すというか、考慮することはせずに一緒に、その認識をした上で今回の指標を提案させていただいたというところでございます。

続きまして、2番目の就業時間のところでございますけれども、こちらも就業時間を考慮できないかというところで検討したところでございますけれども、まずそもそも就業時間につきまして、データをとることが各省庁においてもやや困難なところがあるといったところでございます。

また、こちら官公庁というところでございまして、各事業者さん、官公庁、省庁の間で、そこまで大きな差があるのかといったところでございますけれども、省庁の営業時間というのは決まっています、さらに、おっしゃるとおり夜中電気がついていたりする部署もありますけれども、そこは、では省庁間によって差があるのかといったところは、余りエネルギーの使用量まで決定的に差を及ぼすような大きな差というのはないのかなというところで考えまして、こちらも同様に現実的に計量というか、入れるところが難しいところと、そのような2点目の点も考慮いたしまして、今の指標案を提案している次第でございます。

以上です。

○川瀬座長

よろしいでしょうか。

データ把握に制約があるということですかね。

○亀谷委員

もちろん、データの制約があるというのは、まあ、安全側の数字で出されて結構かと思います。どうもありがとうございました。

○川瀬座長

では、花形委員お願いします。

○花形委員

ありがとうございます。

ただいまの23ページのご説明のところですが、重回帰3というのは最も多くの事業所数をカバーしているということはわかりました。

しかし、一方で23ページの建物の3つの使用形態を見ますと、左2つはどちらも府省庁の建物であり問題はないと思うのですが、一番右のものは公借・民借事務所であり、ここにテナントとして入っている場合には、オーナーさんがいらっしゃるわけですので、そのオーナーさんの意向等によっては、例えば空調がセントラル空調が入っているといった場合には、省エネの実施がなかなか難しいということが起こり得るのではないかと考えています。

今回、ベンチマークが掲げられても、具体的な省エネ方策の手が打てないということになると、おかしな話になってしまいますので、その辺の危惧に関してどのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

○川瀬座長

事務局よろしいですか。

○牛来課長補佐

ありがとうございます。お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、公借・民借の事業所というところで、今回紫で示した部分でございますけれども、オーナーさんとの関係で、例えば空調を入れかえるですとか、そのような大きな工事を伴うようなものというのは、なかなか現実的に難しい面というのは、おっしゃるとおりあるかと思えます。

ただ、では借りている部分について、省エネの取組というのをできるものは全くないのかというと、そうではないのかなというところで考えておまして、空調以外にも照明ですとか、コンセントから使っている電気ですとか、省エネできる余地というのはほかにもたくさんあるのではないかとこのように我々も考えておまして、例えば、コンセントでいいますと、コピー機を高効率なものにするですとか、ほかにもオーナーさんとの関係、制約があるもの以外にも、それぞれの省庁に省エネ取組を求める余地というものはあるのではないかと考えておまして、そこを対象から外してしまって、やらなくていいといった形にするのも不適切なのかなというところを我々のほうで考えまして、範囲として入れさせていただいたというところでございます。

○川瀬座長

ありがとうございます。

○花形委員

少なくとも、さっき申し上げた危惧はない、少ないというように理解してよろしいわけですね。例えば、照明であるとか、コンセントであるとか、OA機器であるとか、あるいはさまざまな

運用改善であるとか、そういったところで省エネの実効値を上げられると認識して良いということでもよろしいですか。

○牛来課長補佐

はい、そのとおりでございます。

○花形委員

わかりました。ありがとうございます。

○川瀬座長

エネルギー消費が多いようなビルの場合は引越してしまうという、そういうインセンティブが働くかもしれないですね。

それでは、渡辺委員お願いします。

○渡辺委員

ありがとうございます。

解析のもととなったデータのことでもちょっとご質問なのですが、4ページです。調査の回答事業者数、これが70で、そのうち有効が51ということになっております。

3割近くが無効だったという、この理由というのが何なのかなというのがちょっと気になりました。

といいますのは、こういった解析をするときには母数が——母数って、データ数が多いというのは当然有効であると。これは当たり前かと思うんですけども。

今回の場合、対象が国家公務ということで、よそに比べると、多分ご協力をいただきやすいところではないかなと思うので、そうすると、そういったところに、なぜ無効かと。これを有効にするようなことをすると母集団をふやせて、より精密なデータがとれた可能性があるのではないのかなというような、ちょっと気になりましたものですから、その理由があればお聞かせいただきたいと。

○川瀬座長

いかがでしょうか。

○牛来課長補佐

ありがとうございます。

今ご指摘いただきましたデータの回答数の差というところでございますけれども、大きく2つございました。

1つは、今回ベンチマーク指標の評価対象範囲というところで色づけをしたところでございますけれども、そのうち灰色となっている研究施設ですとか、資料室ですとか、展示場ですとか、

そのように使っている部分というところを除いているというのが1点目でございます。

例えば、今回、官公法に定める庁舎であったとしても、何とか研究センターといった形で、事務所というよりも研究所として使っている、そのような目的で使っているであろうと思われるところですか、あと文化財の展示のスペースとしてその建物を使っているといった場合につきましては、同じ土俵で並べるのは不適切ではないかというところで除外をしたというのが1点目でございます。

2点目につきましては、それぞれ範囲、1から4番ということで、範囲をそれぞれ分けているところでございますけれども、その部分についてさえ切り出せないといったところ、事業所もでございます。

ですので、今回の範囲で切り出せずに、正確な計量ができないというところで、今回のモデルの中に入れるのは不適切ではないかというふうに考えて、有効ではないという形にさせていただいたもの、2種類ございまして、このような結果となっているところでございます。

また、先日、官公庁の担当の皆様にも、今回のこの指標をご説明させていただいて、できる限り正確に計量をしていただいて、ご協力いただきたいというところもお願いしているところでありますので、そこは官公庁の皆様にもご協力いただきまして進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○川瀬座長

よろしいでしょうか。

佐々木委員お願いします。

○佐々木委員

先ほどの花形委員のご質問ともちょっと関連するんですけれども、1つ質問とコメントです。

まず、エネルギーの使用の内訳等のデータがあったら教えていただきたいなど。

つまり、空調とか、いろいろとあると思うんですけれども、官庁間によって、あるいは事業所によって違いがあるのかどうか。まあ、大体同じなのかなと思いますけれども、空調が多いんですよ、あるいは照明が多いんですよ、そういうデータがあったら教えていただきたいのが1点。

それで1回。

○牛来課長補佐

ありがとうございます。回答させていただきます。

今回のアンケート調査におきましては、エネルギーの使用量というところございまして、その空調ですとか、照明ですとか、コンセントから使っている部分といったところで切り分けて

報告していただいているという現状でございますので、今、我々の手元にその内訳があるというわけではないです。

ですので、そこまでとり切れていないというところでございます。

ですが、おっしゃるとおり、事務所として使っている、同じ用途で使っているというところであれば、内訳というのはさほど変わってこないものなのかなという推測はできるのではないかと考えております。

○佐々木委員

25ページのスライドで、今回は国家公務ということだったんですけれども、こういう基準を参考にしながら、今後、地方公務というんですか、そういうのに展開していく際に、地域別で見ますと、やっぱり沖縄とか東北、こういう寒い、暑い地域というのは、達成度がなかなか難しいのかなって見ると、空調とかの関係が大きいのかなとも思います。

ですから、こういう制度を入れていって運用していく際には、その内訳を明確にして、どういったところに省エネの改善点があるのかということも示せるようにしていただけると、今後の地方公務への展開の際にも参考になるのではないかと思います。

これはコメントです。以上です。

○川瀬座長

ありがとうございました。

国の場合は一応全国なので、今のご指摘のように北海道とか沖縄とかの気候条件に係る地域性は薄まってしまうとおもいますが、自治体の場合は、少し変えないと不適切なことになるかなと私も思っております。

いかがでしょうか。

山下委員お願いします。

○山下委員

ありがとうございます。

先ほど、既に各省庁のご担当者の皆様にセミナーというか、講習会みたいなことをされたというお話がありました。

今、エネルギーの使用量についても、さらに知りたいというご発言もありましたけれども、さらに高みを目指すというときに、今回は事務所ビルの中から特別に——特出しをしてというか、特別に取り出して、官公庁については、さらに高みを目指してくださいということでベンチマークを定めるということですので、パチンコホール業界さんのように、きめの細かい——まあ、マニュアルといいたいまいしょうか、その事例集といいたいまいしょうか、そういったものがあると、もしかし

たら、講習会を1回やるだけよりもさらに効果が上がって、かつ、模範となれるのかなというふうに考えたんですけれども、そういったようなマニュアルはございますでしょうか。

○川瀬座長

いかがでしょうか。

○牛来課長補佐

ありがとうございます。

官公庁の事務所に特化したようなマニュアルというものは、現在、我々のほうでも把握していないというか、作成していないといったところではございます。

他方、一般のテナントビルのような、そのような省エネの取組というのは、官公庁においてもそのまま展開、横展開できる部分もあると思いますし、そこも含めて、今現時点で官公庁に特化したものというのはない、まだ作成できていないところではありますけれども、今回のこの制度開始のときの周知に当たっては、有効な省エネ取組などもきちんと示さないと、ただやれというだけ、達成しろというだけよりも、きちんとやっていただけるような取組も我々のほうから示して周知をしたいというふうに考えております。

○山下委員

民間の例でもありましたけれども、可視化、あるいはみずからやったことの効果が翌年見えてくるといったことは次のアクションに大変結びつきますので、ぜひ、いろいろ事例を共有するか、する行動もしていただければと思います。

○川瀬座長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

大体よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。たくさんご意見が出ましたが、基本的にこの指標案についてというよりも、その背景とか考え方、あるいは今後の運用についてご意見がたくさん出たように思いますので、今出たご意見はワーキンググループ意見ということで今後まとめることになっておりますが、その中に反映させた形で、今後さらにチューンアップしていくときの参考とするということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、そういうことで対応させていただきたいと思います。

次は、議題4になります。「工場等判断基準等の見直しに関する審議」ということになります。資料は4です。

では、事務局からご説明をお願いいたします。

○牛来課長補佐

では、4番目の議題についてご説明をさせていただきます。資料4をお開きください。

こちら、工場等判断基準等の改正についてというところでご審議をいただければと思います。

まず、右下のページ番号1ページ目でございますけれども、こちらは皆様ご存じのとおり、工場等判断基準とはエネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を定めているものでございます。

そのうち、基準部分と目標部分というところで構成をされているところでございます。

この判断基準に関する改正というところで2点ご審議をいただきたいと思っております。

まず1点目でございますけれども、こちら、昨年度のこの工場ワーキンググループの議論におきまして、経営層を巻き込んだ省エネ投資を促進するといったために、基準部分のところの見直しをご審議いただきまして、見直しを行いました。

経営層を巻き込んだ投資判断、さらに経営層の責務といたしまして、人材育成の視点も考慮するなどといったところを盛り込んだところでございます。

こちら、基準部分については見直しをされたところでございますけれども、特定事業者の定期報告をしていただく定期報告書の様式の中に、この工場等判断基準の遵守状況というところがございます。

そちらのところを今回、まだ改正がされておられませんので、こちらの様式のほうを改正するといったところでございます。

4ページ目は、昨年ご審議いただきました見直しというところで、今回の基準部分の前段部分でございます。こちらはPDCAサイクルの順番に項目を整理する。

また、責任者、責任者を補佐する者、現場実務を管理する者の責務等をそれぞれ規定したところでございます。

5ページ目でございます。

5ページ目が、今回の定期報告の様式のほうを改正するといったところでございます。

こちら一部をこちらのスライドに抜粋をしておりますけれども、定期報告書の特定表というところございまして、判断基準の遵守状況を報告していただくところを改正したいというふうに考えております。

こちらは、昨年の改正部分を半分機械的に表のほうに移していきまして改正をするといったところでございます。

また、右側のチェックボックスのところでございますけれども、判断基準の遵守状況をより詳細に把握するため、選択肢を追加しております。

今は、「実施している」「実施していない」、また「一部実施している」といった形で選択肢の数が少なかったんですけれども、こちらを「大半で実施している」「一部実施している」といった形で選択肢をふやして、より詳細に細かく判断基準の遵守状況を把握させていただきたいというふうに考えております。

こちらの新しい様式の全体につきましては、資料を戻っていただきまして、今回、1つ、参考資料というのを、参考資料1というところに入れていたところが今回の定期報告の見直し案の全体の表でございます。

このような形で昨年ご審議いただきました内容を反映して、次の定期報告から事業者の方に報告をしていただきたいというふうに考えております。

今申しあげましたのが1つ目のご審議事項でございます。

続きまして2番目、資料4に戻っていただきまして、6ページ、7ページのところをご覧ください。

昨年、平成30年の省エネ法改正の措置の中に、認定管理統括事業者制度というものを新たに設けました。

それに関して、先日、9月でのワーキンググループでの議論で指摘いただいた内容でございますけれども、この判断基準の適用範囲はどうなるのかといったところで、事務局のほうから「子会社も含めて適用される」といった答えをしているところでございますけれども、この認定管理統括事業者制度につきまして、認定管理統括事業者及び管理関係事業者、それぞれにつきまして、今回、工場等判断基準上の位置づけについて改めて整理をさせていただきまして、判断基準のほうも改正をさせていただければというふうに考えております。

8ページ目は参考ということで、認定管理統括事業者制度を示しております。

こちらは一定の資本関係等の密接性を有しており、一体的に省エネ取組を行っているグループにつきまして、親会社たる認定管理統括事業者が一体で省エネ取組を行う場合は、省エネ法上の定期報告等の義務につきましては、認定管理統括事業者が一体的に担うことが可能となったところでございます。

9ページ目でございますけれども、今回のこの認定管理統括事業者制度を判断基準上で明確に位置づけるというところでございます。

今申しあげましたとおり、認定管理統括事業者は、管理関係事業者と一体的に省エネ取組を行うというところで、グループ全体でその1%改善が達成できれば、SABC評価におきましてはS評価という形になります。

他方、管理関係事業者に対しても判断基準遵守を求めて、省エネ取組というのは引き続き我々

としても求めていきたいというふうに考えております。

下の表でございますけれども、今申し上げましたとおり、定期報告の提出義務につきましては管理関係事業者の分も含めまして、認定管理統括事業者から報告をしていただくこととなります。

その報告に基づきまして、我々のほうでの評価といたしましては、認定管理統括事業者と管理関係事業者一体でS A B C等の評価をさせていただきたいというところで考えております。

また一方で、下のところ、省エネの努力義務につきましては、当然、子会社、管理関係事業者であっても、省エネの努力義務というのはお願いをしたいところでございます、その判断基準と照らして、遵守状況等が悪い場合は、必要に応じて指導・助言等も行っていくといった形にさせていただければと思います。

以上でございます。

○川瀬座長

ありがとうございました。

昨年度の改定に伴う改定といった内容でございます。2つございましたが、特に分けずにご意見を伺えればと思います。

ご質問、ご意見がある方はネームプレートを立てていただければと思います。

花形委員、お願いします。

○花形委員

ありがとうございます。

9月25日に、私もただいまのご説明に関係したご意見を申し上げましたが、今のお話でよくわかりました。

1つ確認させていただきたいのですが、9ページ目の省エネ努力のところ、管理関係事業者にも「○」がついていますが、この考え方は、先ほどお話にありました、判断基準は中小企業等を含めて全ての事業者に適用されるとの大前提のもとで、目標部分にある原単位1%削減に関しても、管理関係事業者も努力目標として頑張っていくこと、という理解でよろしいでしょうか。この点について再度確認させていただきたいのですが。

○川瀬座長

では、事務局よろしいでしょうか。

○牛来課長補佐

ありがとうございます。

今ご指摘いただきました1%の削減目標につきましては、そちらは判断基準上、目標という形で、全ての事業者さんに対して1%目標を掲げるといいますか、お願いをさせていただきたいと

いうふうに考えております。

他方、今回の認定管理統括事業者制度において、グループの中でめり張りをつけた投資というのも、我々のほうで評価していきたいというところで考えておりますので、そこは、そのグループの中でめり張りをつけた投資をしていただいて、全体で1%を達成していただければ、我々のSABCの評価といたしましては、我々としても評価をしたいというふうに考えておりますけれども、判断基準上は1%の目標といった形で、そこは全ての事業者、もちろん非特定の方も含めて、全ての事業者をお願いをしていきたいというふうに考えております。

○川瀬座長

よろしいですか。

○花形委員

ありがとうございます。

○川瀬座長

ほかにごございますでしょうか。

辰巳委員お願いします。

○辰巳委員

何ページかな。資料にチェック表がありましたよね。それで、すごく丁寧にチェックしたらば、自分たちもわかりやすくなるということで——ごめんなさい、5ページです。

それで、取組方針のところなんですけれども、しているか、していないかだけで。

まあ、取組方針って、確かに、つくるか、つくっていないかだけだろうとは思いますが、やっぱり長期の目標とか、いろいろなことを考えたところで作るんだろうと思いますから、これではなくて、せつかく下のほう、丁寧に細かく分けたから、「現在策定中」とか、何かそんなのがあってもいいのかな。今とにかく取組もうと努力していますということが何かわかるというふうなことというのはあり得るのかどうかというだけなんですけれども。1つ、ちょっと考えているので。すみません。

○川瀬座長

いかがでしょうか。

○牛来課長補佐

ありがとうございます。

まず、ここを選択肢を2つに絞った理由といたしましては、おっしゃるとおり、一部つくっているといったところが、なかなか考えにくいのかなと。取組方針というのは、つくっているか、つくっていないか、どちらかだろうというところで考えているところではございます。

ただ、確かにつくっている途中だというのは、状況としてはあるかもしれませんが、この判断基準の中で取組を求めているところではございますので、策定していないし、策定する気もないといった、そういう選択肢は——まあ、設けるというよりかは、そこは我々としては、その作成を求めているところでございますので、この「作成していない」というふうに報告をしてもらいますけれども、基本的には作成されることが前提というところなのかなというふうに考えているところではあるんですけども。

なので、「作成中」といったところを設けるかというのは、そうですね……。

○川瀬座長

定期報告を提出した時点では、作成中も「作成していない」ですね。

○辰巳委員

すみません、何となくそういうふうに思っただけで、そんな手間のかからないことで、目標をつくって、作成する、しないというのが明確にできるということであるんならば、これで結構です。すみません。

○牛来課長補佐

すみません。ですので、今やっているか、やっていないかというところをお答えいただくというところで、ほかのところも——まあ、次も、例えばこの一番下は管理体制を整備することで、やっているか、やっていないかというところでもございまして、やるつもりがあるみたいなどは求めているというところも考えますと、そこは単純に、やっているか、やっていないかという行動をご報告いただきたいというふうに考えております。

○川瀬座長

では、赤司委員お願いします。

○赤司委員

今定期報告書のお話が出たので。

大変わかりやすくいいのですが、この左側に書いてあるアクションの内容の捉え方が当事者ごとに異なる可能性があるのではないかと思います。皆さん、同じレベルで同じように考えるわけではないと思いますので。

ここに書いてあるアクションが「具体的にはこういうことを指します」といったような、具体的に書き下したものが別表などであると、よりわかりやすくなりますし、判断基準として適切なものになると思います。この見直し案は結構かと思しますので、それに追加する内容としての意見です。

○川瀬座長

今のご意見に対して何かありますか。

○牛来課長補佐

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、この文言だけというよりも、きちんと具体的にどのようにこの判断基準を実現していただくかというところについて我々も、そちらは示していきたいというふうに考えております。

○川瀬座長

補足説明みたいなものは、別途あるということですかね。

○牛来課長補佐

そうですね。手引きのような形で準備をしていきたいというふうに考えております。

○川瀬座長

よろしいでしょうか。

そうしますと、ご意見ございましたが、基本的にはこの提案の内容で意見のまとめのほうに反映させるということにしたいと思います。

それでは、次は議題5、「工場等判断基準ワーキンググループ意見（案）に関する審議」ということとなります。これは資料5でしょうか。

では、事務局お願いいたします。

○牛来課長補佐

では、資料5をお開きいただければと思います。

この工場等判断基準ワーキンググループにおいては、毎年取りまとめというのをやっているところでございますけれども、今回はそのうち、ベンチマーク制度の部分と今ご審議いただきました判断基準を改正するという部分につきまして、一旦その部分だけ部分的に取りまとめをさせていただきたいというふうに考えております。

というのも、前回一部ご議論いただきましたベンチマーク制度の見直しといった制度の見直しにつきましては、今後とも継続で審議をさせていただいて、その部分は取りまとめをせずに、ベンチマーク制度の対象範囲拡大の、業務部門の拡大の部分だけ一旦取りまとめさせていただきまして、年度末の判断基準告示・省令の改正に向けて作業を進めていきたいというふうに考えております。

ですので、今回、意見（案）というところで、「取りまとめ」という言葉は用いずに、「意見」という形でさせていただきましたけれども、今回、資料5のような形でご準備をしたいという、取りまとめたい、取りまとめていただきたいというふうに考えております。

こちらは、基本的に今まで議論していただいた内容をまとめたものでございますので、個別に詳しくご説明はいたしませんけれども、30年度のこのワーキンググループでのベンチマークの対象拡大につきましての議論というところで1ページ目、「ベンチマーク制度の対象業種の拡大」の「背景」、そして、(2)といたしまして「大学におけるベンチマーク制度」、こちらは前回議論いただきました内容を記載しております。

「対象事業」及び、次の3ページ目に対象範囲の図も改めて示しております。

そして、「ベンチマーク指標」、こちらも前回ご議論いただきましたとおりでございます。

理系と文系。「文系+その他学部」と「理系+医系」というところで分けて重回帰式というところで提案させていただきましたので、それぞれの式と、散布図についても示したものが4ページ、そして「目指すべき水準」として0.555以下というところで記載をしております。

また、同じくパチンコホールにつきましても5ページ以降というところでまとめをさせていただいております。

「対象事業」及び「ベンチマーク指標」、そして「目指すべき水準」というところで6ページまで記載をしております。

今後、本日議論いただきました国家公務及び判断基準等の改正につきまして追記をいたしまして、年度末の省令・告示の改正の部分に関するワーキンググループの意見という形で、一旦この部分だけ取りまとめをさせていただきまして、改正の作業に移らせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○川瀬座長

ありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご意見、ご質問があれば、ネームプレートを立てていただきたいと思えます。

杉山委員、お願いします。

○杉山委員

どうもご説明ありがとうございました。それから、お取りまとめ、お疲れさまです。

全体として特段違和感はないんですけども、2つあります。

1つは、項目立てのところ、大学とパチンコと、あと公務と、それぞれ①、②、③なんですけれども、大学のところの最後のところは、項目立てして「目指すべき水準」というところで補足的な説明が結構、その後がいいことが書いてあって、これは④と何かもう一つ項目立てて、こういった意見がワーキンググループで提出されて議論されましたということで補足していただ

ればというふうに思います。

同様に、きょう議論のあった国家公務のほうも、いい議論がありましたので、この3つの項目立てに加えて、④でワーキンググループであった主要な意見ということで、先ほど委員長からも掲載すべしというお話がありましたけれども、エネルギー使用実態の把握とか、あと優良事例とか、マニュアルの整備、それから地方自治体への展開などが今後の検討課題としてあるということを明記していただければというふうに思います。

○川瀬座長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。

○牛来課長補佐

ありがとうございます。確かに失礼いたしました。

③の中で、おっしゃるとおり、別の内容も入っているところございましたので、そこは項目立てて、ワーキンググループでの議論いただいた事項というところで、そこは分けてきちんと記載させていただきたいと思います。また、きょうの議論についても、きちんと反映させていきたいと思います。

○川瀬座長

ありがとうございました。

このタイトルが「ワーキンググループ意見」ですから、意見はどの部分だというのができるだけわかるように書いていただくようお願いいたします。

○牛来課長補佐

はい。

○川瀬座長

よろしく申し上げます。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしますと、今の議題5についてですが、今お話がありましたように、資料5、ワーキンググループ意見という形で今後まとめていくということですが、お手元の、資料の6ページのところでは、「(4) 国家公務におけるベンチマーク制度」というタイトルだけ、

それから、「2.」で「工場等判断基準等の改正」のところも項目だけでございますが、きょうの資料及び意見をここに盛り込んだ形で今後まとめていくということになります。

また、まとめた結果については、先ほどご説明がありましたように、今後の法改正等のスケジ

ユールでいくと、もう一回このワーキングで確認するというスケジュールがとれないようですので、書面審議で確認していただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

ということで、きょうの議題は全て終わりということでよろしいでしょうか。

○吉田課長

本日も活発なご審議、どうもありがとうございました。

本日ご議論いただきました国家公務のベンチマーク制度及び工場等判断基準の改正につきましては、今資料5でご提示いたしました工場等判断基準ワーキンググループ意見にしっかり反映をさせていただきたいと思います。

今後のスケジュールでございますけれども、先ほど座長からもございましたが、省令・告示の改正に向けて、パブリックコメントの時間を確保する時間の関係もございます。

そこで、大変恐縮ですけれども、ワーキンググループ意見につきましては、本日ご審議いただいた内容を反映いたしまして、事務局のほうで再度案をつくりまして、書面審議でご審議をいただきたいと思います。

詳細なところは、また事務局から追ってご連絡をさせていただきたいと思います。

それから、次回のワーキンググループ、対面のワーキンググループの日程はまだ未定でございますが、前回のワーキンググループでご意見を頂戴いたしましたベンチマーク制度の今後のあり方、この議論について、さらに深めていきたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくをお願いします。

日程調整につきましては、事務局からまた再度ご連絡をさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○川瀬座長

それでは、本日のワーキンググループは、これにて閉会したいと思います。

きょうは本当に活発なご意見をありがとうございました。

——了——